平成２５年（フ）第１４５号
青森市奥野１丁目14番27号　ハイツシンフォニー202号
債務者　相内　理緒
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
青森県むつ市横迎町１丁目10番39号　金丸住宅１号室
債務者　坂上　純也
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９５号
愛知県瀬戸市西茨町108番地の２　キャッスルハイツ瀬戸西茨の丘804
債務者　林　　典
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
山口県下松市瑞穂町２丁目19番７号ドリームみずほＢ102号室
債務者　佐伯　彩香
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５９号
山口県周南市城ケ丘２丁目10番20号ハイツＪＡＣＫⅡ―103号、前住所周南市平原町７番５号
債務者　中村　芳実
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１５８７号
大阪市中央区谷町１丁目５番11号　キャッスルリバー605
債務者　山﨑　真人
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４２号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目16番４号
債務者　石峰　千明
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８３７号
大阪府豊中市北桜塚４丁目10番10―302号
債務者　中土井貞子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２５号
大阪府守口市菊水通３丁目14番６号
債務者　森川　　睦
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２８８号
大阪府高槻市城南町１丁目９番３号
債務者　北村　友子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３１１号
大阪府守口市大久保町５丁目85番10号
債務者　永野東洋志
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５７号
大阪府四條畷市二丁通町５番12号
債務者　江川　勘一
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３７５号
大阪市東住吉区田辺４丁目13番15号　東和病院505号、前住所大阪市西成区岸里２丁目11番16号
債務者　山口　隆雄
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５１９号
大阪市東成区大今里西２丁目11番16号
債務者　木野内雪枝
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５６９号
大阪府枚方市星丘２丁目37番３―303号、前住所大阪府枚方市東田宮１丁目14番６号
債務者　白濱さおり
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５７３号
大阪府豊中市大島町２丁目１番９―308号
債務者　新井　正広
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５７８号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番４―305号
債務者　政倉　優子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部